

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課

水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例			法令番号	昭和48年条例第16号		
手続名	違反者等に対する許可の取消等			根拠条項	第16条		
処分基準	第1号から第3号までの規定に違反した場合において、違法性の程度、当該施設自体の影響、漁港施設全般に与える影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断する。						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	目次No.